

説明資料

〔個人所得課税〕

令和4年10月4日(火)
財務省

所得課税に関するこれまでの政府税制調査会における整理の概要

「わが国税制の現状と課題」（平成12年7月）（抄） 「個人所得課税の課題」より

(1) 個人所得課税の基幹税としての役割と負担のあり方

（中略）経済活動を通じて所得を得た国民が、所得に応じて公的サービスの財源を支え合っていくことは今後とも重要であり、個人所得課税は引き続き基幹税として税体系において中心的な役割を担うべきであると考えます。

(2) 課税ベースとしての所得のあり方

（中略）経済社会の構造変化を踏まえて、控除のあり方や各種の所得計算の枠組みなど課税ベースとしての所得のあり方について見直しを行う際には、個々別々に見直すのではなく、総合的に見直していく必要があると考えます。

(3) 所得再分配機能のあり方

累進性を有する個人所得課税は税制全体の中で所得再分配機能の中心的な役割を果たしています。（中略）個人や企業の経済活動が多様化することにより、所得格差の拡大の方向に働く可能性や、消費課税の割合が高まってきていることをも考慮すると、税制全体の所得再分配機能を維持していくことが必要です。

(4) 制度の簡索性

（中略）個人所得課税は広範な経済取引や多数の納税者に関わる税目であるだけに、納税者に分かりやすい簡素な税制が求められます。

「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」（令和元年9月）（概要）

2. 「働き方やライフコースの多様化等への対応」

(1) 個人所得課税における諸控除の見直し

- ・ 働き方の違いによって不利に扱われることのない、個人の選択に中立的な税制の実現に向け、所得再分配機能が適切に発揮されているかといった観点も踏まえながら、諸控除の更なる見直しを進めることが重要

(2) 企業年金・個人年金等に関する公平な税制の構築

- ・ 働き方の違い等によって有利・不利が生じないような企業年金・個人年金等に関する税制上の取扱いについて検討するとともに、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正な税負担のあり方についても検討する必要。
- ・ 貯蓄・投資等に関する税制は、様々な制度が並立しており、制度間に差異が存在。退職後の生活の準備を支援する観点からの整理・簡素化が重要。
- ・ 金融所得課税について、勤労所得との間での負担の公平感や所得再分配に配慮する観点から、総合的に検討していくべき。

政府税制調査会(2022年6月9日)における藤谷武史教授のご説明のポイント

「租税原則としての〈公平〉」

○ 担税力や能力に応じた税負担こそが公平な税制であるという考え方は、いわゆる利益説や応益課税と言われる考え方との対比、アンチテーゼとして出てきている。国家財政から受ける利益に応じた税負担ではなく、国家共同体のための貢献は能力に応じて行うのが公平であるという考え方が、20世紀初頭以降有力になってきた。

○ 税制の基幹的部分(例: タックス・ミックス、累進税率構造)の設計については、憲法は政治過程における〈公平〉の判断(国民に対する説得)に委ねており、説得力ある〈公平〉論によって税制改革を正当化する必要。

○ 規範的な税制設計のレベルで筋道の通った公平は複数あり得る。

課税の観点で見ると、所得こそが公平の尺度だというのは現在においてその人がどれだけ経済的価値、すなわち所得を獲得したか。それは、大まかに言うと、その人が今幾ら金銭として税を納付する能力があるかということに対応する。

その考え方の背後にあったものは恐らくその年の財政をとにかく支えなければいけなくなったときに、能力のある人から、お金を払える人から順番に捕まえていくのが妥当ではないかという考え方が一つあったのだろう。

もう一つは、所得分布の偏り自体が問題だという考え方があったのだろう。これは経済成長、特に産業社会の中で20世紀初頭のどんどん貧富の格差が開いていく時代には一定の説得力を持ったのだろう。

○ これに対して消費は、大きな意味では生涯消費と生涯所得は大体対応する。単年度の所得ではなく、生涯で見たときのその人の所得水準・消費水準こそが、その人たちの相対的な税負担能力と評価する上では優れた尺度なのではないかということが有力に主張されるようになってきた。

興味深いところで、改めて所得税が平成12年答申において、世代間の公平というところで強調されるようになったときには、むしろ退職世代にも税負担を求める手段として消費税は公平にかなうという説明がされており、退職世代についてもう一回同時代的に負担の分かち合いを考えましょうという(所得税に関して強調した)観点が改めてクローズアップされているのかもしれない。

「租税原則における〈中立〉の意義」

【所得課税と消費課税の役割分担】

- 消費課税は、効率性をより実現できるが、垂直的公平性は実現しにくい税
- 所得課税は、垂直的公平性を実現できるが、効率性を阻害する恐れのある税
- これらのバランスを考えれば、効率性を実現すべく消費課税、垂直的公平性を実現すべく所得課税を行うという役割分担が必要
- 所得課税と消費課税のどちらをどれだけ課税するかは、必要な税収を確保するために、効率性と公平性のどちらをどれだけ重視するかで判断する

1. 所得税の概要

分類所得税と総合所得税

(金子宏『租税法〔第二十四版〕』201・202頁(弘文堂、2021))

3 所得税の種類

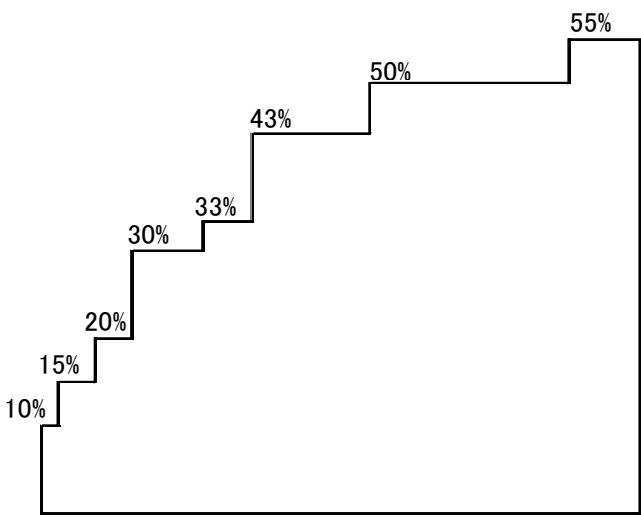
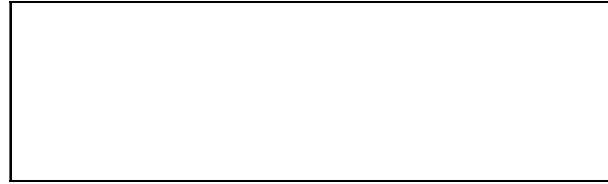
所得税には、分類所得税 (schedular system) と総合所得税 (global system) の2つの種類がある。分類所得税というのは、所得をその源泉ないし性質に応じていくつかの種類に分類し、各種類の所得ごとに別々に課税する方式である。極端な場合には、所得の種類ごとに控除の金額や適用税率が異なる。これに対し、総合所得税は、課税の対象とされる所得をすべて合算したうえ、それに一本の累進税率表を適用する方式である。所得税制度がプリミティブで、人的控除の制度が発達せず、また比例税率が用いられていた時代には、分類所得税は、各種の所得に対してその担税力の相違に応じた課税を行うのに適切な制度であると考えられたが、所得税制度が発達して、各種の統一的な人的控除と累進税率が採用され、所得税は各人の総合的な所得の大きさに即して課されるべきであるという考え方が強くなるとともに、総合所得税が分類所得税にとって代わるようになった。

所得税法は、所得をその源泉ないし性質に応じて、利子所得ないし雑所得の10種類に分類している (所税23条~35条)。これは各種所得の金額の計算においてそれぞれの担税力の相違を加味しようという考慮に基づくものであって、分類所得税の1つの名残りであるが、しかし他方で、所得税法は、原則として各種所得の金額を合算し、それに一本の税率表を適用することとしているから、わが国の制度は基本的には総合所得税であるといつてよい。

総合所得税制度のもとにおいて、特定の種類の所得を他の種類の所得と合算せず、分離して課税することを分離課税 (separate taxation) という。これは、特定種類の所得に対して累進税率の適用を緩和することを目的とするものである。

個人所得課税の税率構造(イメージ)
(所得税と個人住民税の合計)

- 我が国の所得税制は、総合課税を基本として構築されているが、利子・配当・株式譲渡益などについては、税制の中立性、簡索性、適正執行の確保などの観点から、比例税率による分離課税が導入されている。

<p>総合課税 (給与所得や事業所得など)</p>	<p>分離課税 (利子・配当・株式譲渡益など)</p>
 <p>(→ 給与所得など)</p> <p>※個人住民税(一律10%)を含む</p>	<p>一律20%</p>  <p>(→ 利子・配当・株式譲渡益など)</p> <p>※個人住民税(一律5%)を含む</p>

(注1) 平成25年(2013年)1月から令和19年(2037年)12月までの時限措置として、別途、基準所得税額に対して2.1%の復興特別所得税が課される。

(注2) 利子・配当・株式譲渡益などについては一般的な課税関係を示したものであり、配当については上場株式等の配当についてのもの。

主要国における総合課税と分離課税

○ 個人所得課税においては、総合課税と分離課税を組み合わせた課税方式が採用されている。

(2022年1月現在)

	日本		米 国 【ニューヨーク市】 〔※下記のほか、高所得者に対し追加的に税が課される(注3)〕		英 国		ド イ ツ		フ ラ ンス 〔※下記のほか、高所得者に対し追加的に税が課される(注5)〕	
給与所得課税	総合課税	10～55.9% 〔所得税、復興特別所得税、個人住民税の合計(以下同じ)〕	総合課税	17.1～51.8% 〔連邦税:10～37% 州・地方政府税: 7.1%～14.8%〕	総合課税	20、40、45%	総合課税	0～47.5% 〔所得税:0～45% 連帯付加税: 税額の0～5.5%〕	総合課税	9.7～54.7% 〔所得税:0～45% 社会保障関連諸税: 9.7%(注6)〕
利子課税	源泉分離課税	20.3%			段階的課税 〔分離課税〕	0、20、40、45%				
配当課税	申告分離と総合課税との選択	20.3% ※総合課税も選択可	(連邦税) 段階的課税 〔分離課税〕 + (州・地方政府税) 総合課税	7.1～34.8% 〔連邦税:0、15、20% 州・地方政府税: 7.1%～14.8%〕	段階的課税 〔分離課税〕	7.5、32.5、38.1%	申告不要 〔分離課税〕	26.4% 所得税:25% 連帯付加税: 税額の5.5%	分離課税と総合課税との選択	(分離課税) 30% 〔所得税:12.8% 社会保障関連諸税: 17.2%(注6) 又は (総合課税) 17.2～62.2% 〔所得税:0～45% 社会保障関連諸税: 17.2%(注6)〕
株式譲渡益課税	申告分離課税	20.3%		※株式譲渡益は、12ヶ月以下保有の場合、総合課税(17.1～51.8%)	段階的課税 〔分離課税〕	10、20%		※総合課税も選択可		

(注1) 税率は小数点第二位で四捨五入している。

(注2) 日本の配当課税は、上場株式等の配当(大口株主が支払を受けるもの以外)についてのものであり、申告不要も選択可。株式譲渡益課税は、特定口座で源泉徴収を行う場合、申告不要も選択可。

(注3) 米国では、閾値(単身者:20万ドル(2,280万円)、夫婦合算:25万ドル(2,850万円))を超える総所得がある場合、その超過分に対して、純投資所得(利子、配当、短期・長期キャピタルゲイン等)の範囲内で、追加で3.8%の税が課される。

(注4) ドイツでは、資本所得と他の所得を合算したときに適用される税率が25%以下となる場合には、申告により総合課税の適用が可能。ただし、申告を行った結果、総合課税を選択した方が納税者にとって不利になる場合には、税務当局において資本所得は申告されなかったものとして取り扱われ、26.4%の源泉徴収税のみが課税される。

(注5) フランスでは、2012年1月から財政赤字が解消するまでの時限措置として、課税所得に一定の控除等を足し戻す等の調整を加えた額が閾値(単身者:25万ユーロ(3,250万円)、夫婦:50万ユーロ(6,500万円))を超える場合、その超過分に対して、追加で3～4%の税が課される。

(注6) フランスの社会保障関連諸税は、給与所得課税においては一般社会税9.2%と社会保障負債返済拠出金0.5%が課され、利子・配当・株式譲渡益課税においてはこれらに加え連帯税7.5%が課されている。

各種所得の対象・計算方法・課税方式

所得の種類	対 象	計 算 方 法	課 税 方 式
利 子 所 得	公社債や預貯金の利子、合同運用信託・公社債投資信託や公募公社債等運用投資信託の収益の分配	収入金額＝所得金額	源泉分離課税 (注1)
配 当 所 得	法人から受ける剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、投資法人の金銭の分配、基金利息、投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く）及び特定受益証券発行信託の収益の分配	収入金額－ $\left(\begin{array}{l} \text{株式などを取得する} \\ \text{ための借入金の利子} \end{array} \right)$	申告不要 総合課税 申告分離課税
不 動 産 所 得	不動産、不動産の上に存する権利、船舶又は航空機の貸付けによる所得	収入金額－必要経費	総合課税
事 業 所 得	農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業から生ずる所得	収入金額－必要経費	総合課税 (注2)
給 与 所 得	俸給、給料、賃金、歳費、賞与など	収入金額－給与所得控除額 (注3)	総合課税
退 職 所 得	退職手当、一時恩給、その他退職により一時に受ける給与など	$(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2}$ ※勤続年数5年以下の者が支払を受ける退職金については、2分の1課税を適用しない。(注4)	分離課税
山 林 所 得	所有期間5年超の山林の伐採又は譲渡による所得	収入金額－必要経費－特別控除額(50万円)	分離課税 (5分5乗)
譲 渡 所 得	資産の譲渡（建物等の所有を目的とする一定の地上権の設定等を含む。）による所得	$\left(\begin{array}{l} \text{収入} \\ \text{金額} \end{array} \right) - \left[\begin{array}{l} \text{売却した資産} \\ \text{の取得費・譲} \\ \text{渡費用} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{特別控除額} \\ \text{(50万円)} \end{array} \right]$	総合課税 (注2)
一 時 所 得	営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を持たないもの	$\left(\begin{array}{l} \text{収入} \\ \text{金額} \end{array} \right) - \left[\begin{array}{l} \text{収入を得るた} \\ \text{めに支出した} \\ \text{費用} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{特別控除額} \\ \text{(50万円)} \end{array} \right]$	総合課税 (注2)
雑 所 得	国民年金、厚生年金などの公的年金等 上記の所得のいずれにも当てはまらないもの	(公的年金等) 収入金額－公的年金等控除額 (公的年金等以外) 収入金額－必要経費	総合課税 (注2)

(注1) 特定公社債等の利子等については、申告不要又は申告分離課税。

(注2) 一部、分離課税として取り扱われるものがある。分離課税の対象となるのは、株式等の譲渡による所得（事業・譲渡・雑）、土地等の譲渡による所得（譲渡）、不動産業者等の土地の短期譲渡等による所得（事業・雑(令和5年3月31日まで課税停止)）、先物取引による所得（事業・譲渡・雑）等である。

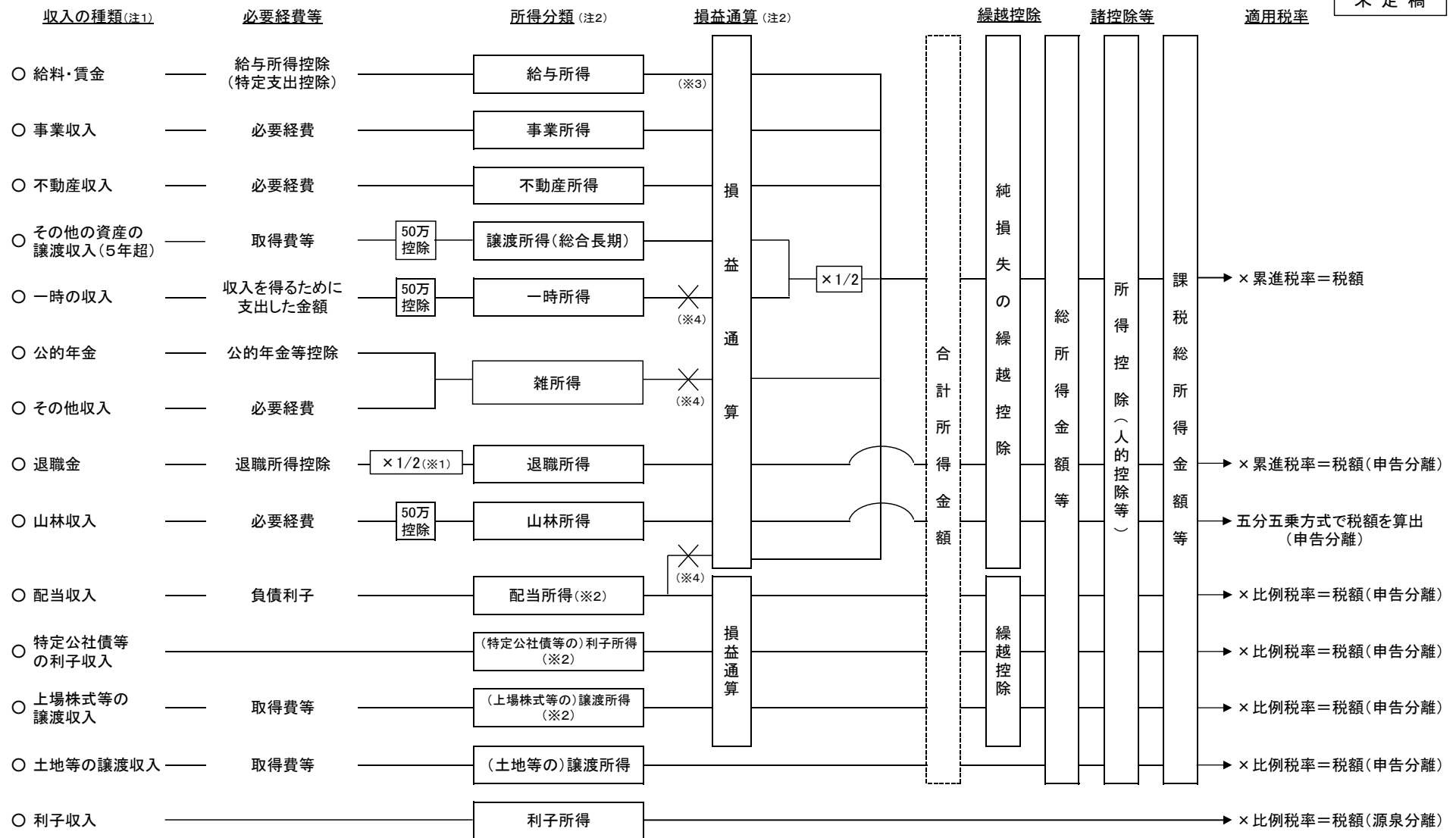
(注3) 23歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族等を有する者等については、平成30年度改正において行われた給与所得控除額が頭打ちとなる給与収入の850万円超への引き下げによる負担増が生じないように、所得金額調整控除により調整。

給与・年金の両方を有する者については、平成30年度改正において行われた給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替による負担増が生じないように所得金額調整控除により調整。

(注4) 勤続年数5年以下の法人役員等以外の者が支払を受ける退職金については、退職金から退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分に限り、2分の1課税を適用しない。

所得税計算の仕組み（イメージ）

未定稿



(注1) 主な収入を掲げており、この他に「先物取引に係る雑所得等」などがある。また、各種所得の課税方法についても、上記の課税方法のほか、源泉分離課税や申告分離課税等が適用される場合がある。

(注2) 各種所得の金額及び課税所得の金額の計算上、一定の特別控除額等が適用される場合がある。

(※1) 勤続年数5年以下の者が支払を受ける退職金(法人役員等以外の者が支払を受ける退職金については、退職所得控除を控除した残額のうち300万円を超える部分に限る。)については、2分の1課税を適用しない。

(※2) 「配当所得」、「特定公社債等の利子所得」及び「上場株式等の譲渡所得」については、一定の要件の下、源泉徴収のみで納税を完了することができる(確定申告不要)。

「上場株式等の配当所得」については、申告する際、総合課税(配当控除適用可)と申告分離課税のいずれかを選択可能。

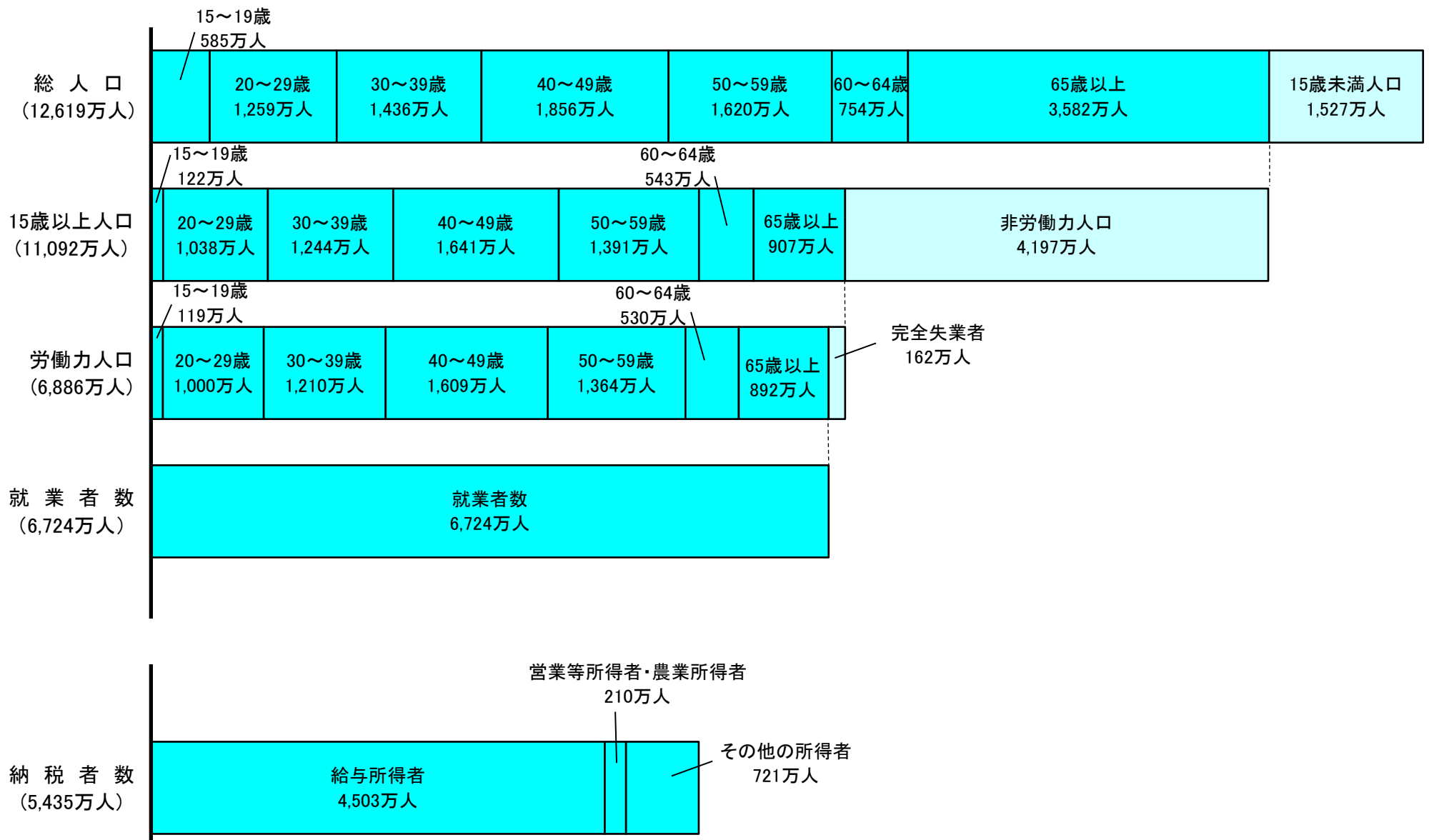
「上場株式等の譲渡損失」と「上場株式等の配当所得」及び「特定公社債等の利子所得」との間は損益通算可能。

(※3) 23歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族等を有する者等については、平成30年度改正において行われた給与所得控除額が頭打ちとなる給与収入の850万円超への引き下げによる負担増が生じないように、所得金額調整控除により調整。

給与・年金の両方を有する者については、平成30年度改正において行われた給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替による負担増が生じないように所得金額調整控除により調整。

(※4) これらの所得に係る損失額は他の所得金額と通算することができない。

所得税の納税者数（令和元年分）



(出所) 総人口、15歳以上人口、労働力人口及び就業者数は、総務省「令和元年 労働力調査年報」による。
 納税者数は、総務省「令和2年度 市町村課税状況等の調」による。
 (注1) 納税者数のうち、その他の所得者には、就業者に該当しない納税者が含まれている。
 (注2) 表中の数値は、総数に分類不能又は不詳の数を含むため、総数と内訳の合計は必ずしも一致しない。

2. 所得税の財源調達機能

所得税収の推移

○ 税率構造の大幅な累進緩和を含む減税措置や分離課税分の落ち込みにより、所得税の財源調達機能は低下している。

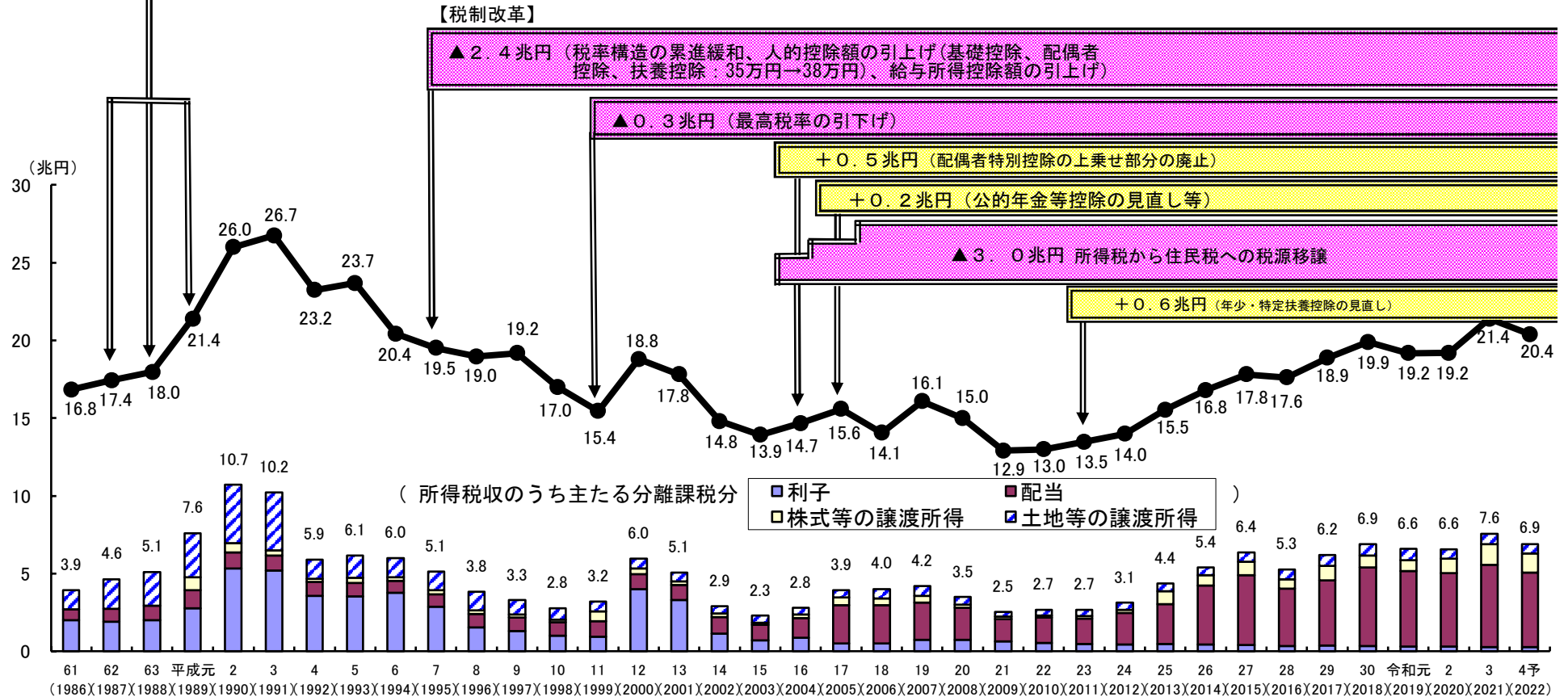
(注)ピーク時(平成3年度)の26.7兆円と令和4年度予算額の20.4兆円の差額(約▲6兆円)の主な要因は、

- ・ 分離課税分(利子及び土地の譲渡所得等)の落ち込みが約▲3兆円
- ・ 制度減税(増税との差引)及び税源移譲分が約▲4兆円

【抜本的税制改革】

▲ 3.9兆円 (税率構造の累進緩和、人的控除額の引上げ(基礎控除、配偶者控除、扶養控除: 33万円→35万円)、配偶者特別控除・特定扶養控除の創設(45万円))等

+ 1.7兆円 (マル優の原則廃止、株式等の譲渡益の原則課税化への移行)



(注1) 令和3年度以前は決算額、令和4年度は予算額である。なお、所得譲与税による税源移譲(平成16年度△0.4兆円、平成17年度△1.1兆円、平成18年度△3.0兆円)後の計数である。

(注2) 利子、配当には法人分が含まれる。

(注3) 株式等の譲渡所得については、株式等の譲渡所得が主たる所得に該当する者に係る申告納税額及び株式等の譲渡所得に係る源泉徴収税額の単純合計である。

(注4) 土地等の譲渡所得については、土地等の譲渡所得が主たる所得に該当する者に係る申告納税額である(昭和63年度以前は推計値)。

OECD加盟国（36か国）における所得・消費・資産課税等の税収構成比の国際比較（国税+地方税） （2019年現在）

所得課税合計（36か国中12位）

デンマーク	64.6%
スイス	63.3%
米国	61.5%
オーストラリア	59.2%
カナダ	57.6%
ノルウェー	55.4%
ニュージーランド	55.1%
アイスランド	55.0%
アイルランド	54.9%
ルクセンブルク	54.1%
ドイツ	52.4%
日本	52.2%
ベルギー	51.0%
メキシコ	49.2%
フィンランド	48.5%
オランダ	47.2%
イタリア	45.9%
スウェーデン	45.4%
韓国	45.3%
オーストリア	45.3%
スペイン	44.3%
英国	43.2%
チェコ	40.8%
イスラエル	39.7%
フランス	38.4%
ポルトガル	38.0%
チリ	37.6%
スロバキア	36.1%
トルコ	35.3%
ポーランド	34.3%
エストニア	33.8%
スロベニア	33.7%
リトアニア	31.7%
ギリシャ	31.2%
ラトビア	30.7%
ハンガリー	26.1%
OECD 諸国平均	45.5%

個人所得課税（36か国中20位）

デンマーク	57.3%
米国	54.4%
アイスランド	48.0%
スイス	46.2%
ドイツ	44.1%
カナダ	42.9%
オーストラリア	42.0%
ニュージーランド	42.0%
フィンランド	40.2%
イタリア	38.9%
ベルギー	38.4%
アイルランド	38.1%
スウェーデン	36.5%
ノルウェー	35.4%
オーストリア	35.3%
スペイン	35.1%
英国	34.4%
ルクセンブルク	33.1%
オランダ	32.9%
日本	31.9%
フランス	31.0%
ラトビア	30.0%
イスラエル	26.7%
ポルトガル	25.5%
エストニア	25.4%
メキシコ	25.0%
スロベニア	24.5%
ポーランド	24.3%
韓国	23.9%
トルコ	23.8%
リトアニア	23.1%
ギリシャ	22.8%
チェコ	22.7%
ハンガリー	20.9%
スロバキア	20.0%
チリ	8.8%
OECD 諸国平均	32.9%

法人所得課税（36か国中5位）

チリ	28.8%
メキシコ	24.2%
韓国	21.4%
ルクセンブルク	21.0%
日本	20.4%
ノルウェー	20.0%
チェコ	18.1%
オーストラリア	17.1%
スイス	17.1%
アイルランド	16.8%
スロバキア	16.1%
カナダ	14.7%
オランダ	14.3%
ニュージーランド	13.1%
イスラエル	12.9%
ベルギー	12.6%
ポルトガル	12.5%
トルコ	11.5%
ポーランド	10.1%
オーストリア	10.0%
スペイン	9.2%
スロベニア	9.2%
スウェーデン	8.9%
英国	8.8%
リトアニア	8.6%
ギリシャ	8.4%
エストニア	8.4%
ドイツ	8.3%
フィンランド	8.3%
フランス	7.4%
デンマーク	7.3%
米国	7.1%
イタリア	7.0%
アイスランド	6.9%
ハンガリー	5.2%
ラトビア	0.7%
OECD 諸国平均	12.6%

消費課税（36か国中30位）

リトアニア	66.6%
ハンガリー	65.7%
エストニア	65.3%
ラトビア	64.9%
スロベニア	63.2%
スロバキア	61.9%
ポーランド	58.5%
ギリシャ	57.6%
チリ	57.2%
チェコ	57.1%
トルコ	56.8%
ポルトガル	55.2%
フィンランド	46.7%
オランダ	46.7%
スペイン	44.7%
メキシコ	43.7%
イスラエル	43.4%
ドイツ	42.9%
オーストリア	42.2%
イタリア	41.2%
フランス	41.1%
英国	40.8%
ノルウェー	40.0%
ベルギー	37.4%
アイルランド	37.1%
スウェーデン	35.9%
アイスランド	35.6%
韓国	35.2%
日本	33.5%
ルクセンブルク	32.3%
デンマーク	30.5%
カナダ	26.5%
オーストラリア	26.3%
スイス	26.0%
米国	23.2%
OECD 諸国平均	45.0%

資産課税等（36か国中9位）

フランス	20.5%
韓国	19.4%
スウェーデン	18.7%
イスラエル	16.9%
英国	16.0%
カナダ	15.9%
米国	15.3%
オーストラリア	14.6%
日本	14.3%
ルクセンブルク	13.7%
イタリア	12.9%
オーストリア	12.5%
ベルギー	11.6%
ギリシャ	11.2%
スペイン	11.0%
スイス	10.7%
アイスランド	9.5%
ハンガリー	8.3%
アイルランド	8.0%
トルコ	7.9%
ポーランド	7.2%
メキシコ	7.1%
ポルトガル	6.8%
オランダ	6.2%
ニュージーランド	6.2%
チリ	5.2%
デンマーク	4.9%
フィンランド	4.8%
ドイツ	4.7%
ノルウェー	4.6%
ラトビア	4.3%
スロベニア	3.1%
チェコ	2.2%
スロバキア	2.1%
リトアニア	1.8%
エストニア	1.0%
OECD 諸国平均	9.5%

（注1）日本は令和元年度（2019年度）決算。

（注2）諸外国は、OECD "Revenue Statistics 1965-2020"のデータを使用、計数は2019年のものである（オーストラリアは推計による暫定値）。

なお、リトアニアの計数は2019年のものが記載されていないため2017年の計数。

（注3）所得課税には、利子、配当及びキャピタルゲインに対する課税が含まれる。

（注4）資産課税等には、資産課税及びその他の課税が含まれる。資産課税とは、富裕税、不動産税（固定資産税等）、相続・贈与税及び流通課税（有価証券取引税、取引所税、不動産取得税及び印紙収入等）等を指し、日本の割合は13.9%である。